

## 国民年金保険料には免除制度があります

(町民税務課)

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、本人からの申請により承認されると保険料の納付が免除になります。免除には、全額免除と3段階の一部免除(2分の1免除、4分の1免除、4分の3免除)があります。

これらの制度をご利用いただく場合には、本人、配偶者、世帯主の前年の所得が、それぞれ一定の基準額以下であることが条件となります。

○対象期間 7月から翌年6月

○申請 町民税務課②窓口

○持参するもの

印鑑・本人確認書類

失業による申請の場合は、

「雇用保険受給資格者証」

「雇用保険被保険者離職票」

このほか猶予又は免除の制度として、次のものがあります。

▼「若年者猶予制度」50歳未満の方の保険料が猶予(所得審査あり)

▼「学生納付特例制度」学生の方の保険料が猶予(所得審査あり)

▼「法定免除」障害年金や生活保護法に基づく生活扶助を受給している方の保険料が免除  
保険料の免除や納付猶予に

なった期間中に、ケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害年金や遺族年金を受け取ることができません。また、老齢年金の受給資格期間にも算入されます。

	老齢基礎年金		障害基礎年金
	受給期間への算入	年金額への反映	遺族基礎年金(受給期間算入)
納付	○	○	○
全額免除	○	※2	○
一部納付 ※1	○	※3	○
若年者納付猶予 学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

※1 一部納付の承認を受けている期間は、一部納付の保険料を納付していることが必要

※2 2分の1が国庫負担される(平成21年4月分から)

※3 4分の1納付は「5/8」が反映

2分の1納付は「6/8」が反映  
4分の3納付は「7/8」が反映  
(いずれも平成21年4月分から)

○お問い合わせ

町民税務課 町民G

(84)1965 (直通)

下館年金事務所

☎0296(25)0829

## 国民健康保険高齢受給者証の送付のお知らせ

(町民税務課)

国民健康保険では70歳から74歳までの被保険者に「国民健康保険高齢受給者証」が交付されています。

現在交付されている高齢受給者証は有効期限が7月31日までとなっており、8月1日から使用する高齢受給者証は7月下旬に発送予定です。8月からは新しく送付された高齢受給者証をご使用ください。

※8月以降になりましたら、有効期限切れの高齢受給者証は処分または返却してください。

※医療機関にかかる際には、被保険者証と高齢受給者証を一緒に提出してください。

国民健康保険高齢受給者証とは

○対象者 70歳から74歳までの国民健康保険被保険者の方

※受給者証は70歳の誕生日の翌月1日(1日生まれの方は誕生日)から有効です。該当者には郵送で高齢受給者証を送付します。(75歳未満で後期高齢者医療被保険者の方は対象から除きます)

○負担額  
外来時の医療費の負担割合は、次のとおりです。  
・2割(昭和19年4月1日以前に

生まれた方は1割)：各種控除後の課税所得額が145万円未満

3割：各種控除後の課税所得額が145万円以上(一定以上所得者)

※負担割合は毎年判定します。

※3割負担となった人のうち、同じ世帯の70歳以上で、国保加入者の前年中の収入金額が一定未満のときは、申請により2割負担(昭和19年4月1日以前に生まれた方は1割)となります。(該当する方には通知します)

負担額、負担割合の変更は、基準に該当しても申請がなければ変わりません。

※所得または収入額に変更があったときは、負担割合が変わることがあります。

※受給者証は1年ごとに毎年8月1日の更新になります。

○お問い合わせ

町民税務課 町民G

(84)1965 (直通)

## 後期高齢者医療被保険者証の送付及び保険料のお知らせ

(町民税務課)

現在交付されている後期高齢者医療被保険者証は有効期限が7月31日までとなっています。8月1日から使用する被保険者証を7月下旬に発送しますので、

8月からは新しく送付される被保険者証を使用してください。

8月以降になりましたら、有効期限切れの保険証は返却、または裁断するなどして処分してください。

また、後期高齢者医療保険料額決定通知書は7月中旬に送付します。

※後期高齢者医療制度は75歳以上の方(一定の障害をお持ちの方は65歳以上)が加入する制度です。

○お問い合わせ

町民税務課

(資格) 町民G (84)1965

(保険料) 税務G (84)1966